

令和5年 子どもたちの学びを支える経済的な制度の主なもの

名称	種別	対象	内容	その他	問い合わせ先
(公) 高等学校等修学支援金	授業料等減免	「保護者等の課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」で算出した額が304,200円未満の世帯	授業料 (学校設置者が受け取り授業料に充てるため、実際に家庭にお金は届きません)		○各学校 ○島根県教育委員会 学校企画課修学支援係
(公) 高等学校等奨学のための給付金	給付	○保護者等が島根県内に居住している者 ○市町村民税が非課税の世帯、生活保護法の規程による生業扶助を受けている世帯の生徒	教育費 (授業料以外)		○各学校 ○島根県教育委員会 学校企画課修学支援係
生活保護法による高等学校等就学支援	給付	生活保護受給世帯で、実施機関が必要と認めた人	就学の経費（基準額あり）	他資金との併用可	○市町村の福祉事業所 ○島根県健康福祉部 地域福祉課生活保護係
生活保護法による技能習得費	給付	○生活保護受給世帯 ○生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする人で、市町村福祉事業所が認めた方	技能習得費（年間）原則84,000円以内	状況により、 給付期間の延長・増額	○市町村の福祉事業所
生活福祉資金（教育支援資金） 【（教育支援費・就学支度費）】	貸与（無利子）	○島根県に居住 ○収入が少ない世帯で、必要な融資を他から受けることが困難であると認められる世帯	①教育支援費（月額）高校35,000円以内 ②就学支度費（①と併用可）50万円以内	他の資金が利用可能な世帯は貸付に制限あり	○各学校 ○市町村の社会福祉協議会 ○島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 ○地区の民生委員
母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金）	貸与（無利子）	○ひとり親家庭の方 ○父母のいない児童	就学支度金 高校（国公立）150,000円（私立）410,000円 大学・短大（国公立）410,000円（私立）580,000円		○市町村の福祉事業所 ○島根県健康福祉部 青少年家庭課
母子父子寡婦福祉資金（修学資金）	貸与（無利子）	○修学を希望するひとり親家庭の方 ○修学を希望する父母のいない児童	修学の経費（月額）（私立・自宅外は増額） ①高校27,000円 ②短大67,500円 ③大学71,000円		○市町村の福祉事業所 ○島根県健康福祉部 青少年家庭課
母子父子寡婦福祉資金（就職支度資金）	貸与（無利子）	○修学を希望するひとり親家庭の方 ○修学を希望する父母のいない児童	就職に必要な知識・技能の習得経費を貸付 （月額）68,000円 ※自動車免許取得のための特別貸付あり（46万円）		○市町村の福祉事業所 ○島根県健康福祉部 青少年家庭課
母子父子寡婦福祉資金（就職支度資金）	貸与（無利子）	○修学を希望するひとり親家庭の方 ○修学を希望する父母のいない児童	就職支度費 10万円（就職に直接必要な被服・履物等の購入） 23万円（通勤用自動車等の資金）		○市町村の福祉事業所 ○島根県健康福祉部 青少年家庭課
島根「ふるさと」看護奨学金	貸与（無利子）	卒業後、看護師として県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意思のある方	一括貸与60万円	県外の学校も可	○各在学学校 ○島根県健康福祉部 医療政策課看護職員確保スタッフ